

## こうぎん後見制度支援預金規定

### 【こうぎん後見制度支援預金に係る特約】

こうぎん後見制度支援預金（以下、「この預金」という。）は、普通預金取引規定の定めるところに加え、次条以下の特約を定めるところにより取り扱います。

#### 1. (利用対象者)

- (1) 成年後見人および未成年後見人（以下、「後見人等」という。）が選任されている成年被後見人および未成年被後見人（以下、「被後見人等」という。）で、家庭裁判所より後見制度支援預金利用について指示書の発行を受けた預金者に限り、1人1口座ご利用いただけます。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届出る預金者の後見人等が行うものとします。
- (3) 後見人等は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。

#### 2. (取扱店)

よさこいおきやく支店を除く全店

#### 3. (取引方法に係る特約)

- (1) この預金は、家庭裁判所の指示書に基づいて、次の各号の取引を行うものとします。
  - ①口座開設
  - ②この預金口座からの払戻し
  - ③この預金口座への預入れ
  - ④この預金口座からの自動送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

#### 4. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳・印章を紛失した場合
- (2) 預金者または後見人等の印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった場合
- (3) 家庭裁判所の審判により、後見人等の資格喪失および新たに後見人等が選任された場合
- (4) 家庭裁判所の審判により、預金者の後見開始の審判の取消しが確定した場合
- (5) 預金者が死亡し、または失踪宣告が確定した場合

(6) 未成年被後見人であった預金者が成年に達した場合

## 5. (口座開設手数料)

この預金の取扱にあたっては、口座開設時、当行所定の口座開設手数料をいただきます。

## 6. (各種お取引の制限)

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) 取扱店以外での入出金取引、現金での支払
- (2) キャッシュカードの発行
- (3) A T Mの利用 (後日記帳以外)
- (4) インターネットバンキング、個人インターネットバンキングのご利用
- (5) マル優の取扱い
- (6) 給与・年金・公社債元利金等の自動受取
- (7) 公共料金等の口座振替
- (8) 無通帳の取引
- (9) 総合口座の取扱

## 7. (解約・強制解約事由)

(1) この預金口座を解約する場合、指示書に基づいて行うものとします。

ただし、次の場合、家庭裁判所の指示書の提出は不要です。

- ① 後見開始の審判の取消が確定した場合
- ② 預金者が死亡し、または失踪宣告が確定した場合や、未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合

(2) 次の各号に該当する場合、当行はこの預金契約を解約できるものとします。

なお、本項による解約を行う場合、事前に解約を行う事実および解約事由を家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 普通預金取引規定上の解約事由他、解約時点において、預金者または後見人等の責めに帰すべき事由により、当行がこの預金口座の継続が困難であると判断した場合
- ② 法令の改正、経済状況の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
- ③ 預金者が死亡し、または失踪宣告が確定した場合や、未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合

## 8. (自動送金サービス)

(1) 預金者は、指示書に自動送金の設定を許容する文言がある場合、指示書の提出と当行所定の手続を行うことにより、この預金に自動送金サービスを付帯することができます。

- (2) 自動送金サービスを指定できる送金額、送金月は、指示書で認められた内容でのみ指定できます。なお、受取口座は預金者本人の当行同一店内口座のみ指定可能です。
- (3) 送金額、送金月、受取口座の変更のほか、自動送金をとりやめる場合は、指示書に加え、当行所定の手続きを直ちに行ってください。お届出前の送金については、当行に過失がある場合を除き、当行はその責を負いません。
- (4) 次の場合、この預金の付帯サービスである自動送金サービスを「こうぎん自動送金依頼書」にて解約の手続きをします。
  - ①送金期間の満了
  - ②この預金口座の解約

## 9. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

## 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、普通預金取引規定第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 11. (適用条件)

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金取引規定が適用されるものとします。
- (2) この特約の条項と普通預金取引規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および普通預金取引規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

## 12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上